

～事業主の皆様へ～

事業主(給与支払者)には 個人住民税の特別徴収義務 があります

【個人住民税の特別徴収とは】

事業所において、毎月の給与を支給される際に、従業員の個人住民税(市町村民税+県民税)を給与から天引き(特別徴収)して該当市町村に収めていただく制度です。

地方税法第321条の4及び各市町村の条例の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業主(給与支払者)はすべて、個人住民税の特別徴収義務者として包括的に指定されており、所得税と同様、住民税を給与天引き(特別徴収)する義務があります。

ただし、所得税の源泉徴収とは異なり、天引きする額は、市町村から通知します。所得税のような税額計算や、年末調整をする手間はかかりません。

【従業員にとってたいへん便利な制度です】

この制度は「従業員が個々に納税のために金融機関に行く手間が省ける」「住民税の納め忘れがなくなる」など、納税者である従業員にとってたいへん便利な制度です。また、普通徴収が原則として年4回払いであるのに対し、特別徴収は年12回払いになるので、従業員(納税者)の1回当たりの負担が少なくて済みます。

【なぜ今、特別徴収なのか】

所得税から住民税への税源移譲に伴い、住民税額が増加して、滞納の増加が懸念されています。税負担の公平性を確保するためには、特別徴収の実施を徹底する必要があります。平成21年10月からは、高齢者が受け取る公的年金からも、個人住民税の天引きが始まることになっています。

【納期の特例があります】

毎月の給与から天引きした税は、翌月の10日までに、金融機関等を通じ市町村へ納めていただくこととなりますが、従業員が常時10名未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回とすることもできます。

【特別徴収事務の流れ】

●平成21年1月●

給与支払報告書を従業員の住所地市町村に提出する際、総括表の右下の「前年度分の特別徴収義務者指定番号」の欄に、朱書きで「特別徴収実施」と記載してください。

●平成21年7月10日●

6月分として天引きされた住民税は、翌月10日までに、所定の納付書によって、金融機関等から該当市町村に納付していただきます。7月分以降も同様です。(注意)特別徴収をしている方が、年度の途中で退職・休職等されて、給与天引き(特別徴収)ができなくなった場合は、速やかに所定の異動届出書を提出する必要があります。

●平成21年5月中旬●

特別徴収を行う従業員の住所地がある市町村から貴事業所に、特別徴収税額の決定通知書(事業所用・納税義務者用)、納付書などを送付します。※税額の決定通知書(納税義務者用)は、該当の従業員に配布していただきます。

●平成21年6月●

6月分給料日から天引きを開始します。(翌年5月まで毎月)

お問い合わせは…

香川県総務部税務課(TEL087-832-3068)
香川県政策部自治振興課(TEL087-832-3098)
もしくは、香川県内各市町住民税担当課まで

中讃勤労者福祉サービスセンター

ふれんど中讃

新規会員募集中!

月額お1人700円の会費で特典いっぱい



ホームページアドレス
<http://www.friend-chusan.jp/>

申込み・お問合せ 丸亀市大手町1-5-3 TEL:0877-24-7700 FAX:0877-24-7740

メール配信サービスをご利用下さい。

パソコンから

<http://www.friend-chusan.jp/mailmag/>

携帯から

カメラ付き携帯の場合、右記QRコードを読み込んで携帯版サイトにアクセスしてください。



高齢者の知識や経験を活かしてみませんか

請負・委任・労働者派遣・無料職業紹介

(社)丸亀市 シルバー人材センター

丸亀市幸町1丁目10-15
☎(0877) 23-6215
Fax (0877) 24-0401